



# 島根県神社庁報

第361号  
 島根県神社庁  
 〒699-0701  
 出雲市大社町杵築東286  
 TEL 0853-53-2149  
 FAX 0853-53-2582

能義支部 国主神社 宮司 齋木正保様からの写真提供

飯石支部だより	15
社ガール通信	14
庁務日誌	11
新任神職紹介	11
神職帰幽	10
神職任免	9
遷宮紹介写真	9
神社フォトギャラリー	9
身分昇級／功績表彰	9
階位検定講習会開催要項	8
初任神職研修報告	7
参宮旅行記・表彰者名簿	5
竹島領土平安祈願祭	3
神宮大麻及曆頒布実績表	3
祈年祭併 神宮大麻曆頒布終了祭	2
支部祭式助教研修会	2
新年祭	2

● 目 次 ●

新年祭

神社庁新年祭が一月二十六日に斎行された。

角河庁長を始め役員、支部長、関係者の参列があった。

祭典奉仕者

- 齋主 恩田 友生(仁多)
- 祭員 植田由紀子(仁多)
- 奏楽 石原 道夫(仁多)
- 典儀 陶山 浩嗣(仁多)
- 牛尾 充(祭祀委員長)



支部祭式助教研修会

一月二十七日に支部祭式助教研修会が神社庁で開催された。

牛尾充県祭式講師、森真史、野上郁子県祭式助教の指導の下、十四名の支部祭式助教が研修を修了した。



祈年祭併神宮大麻暦頒布終了祭

二月二十七日神社庁神殿において祈年祭併神宮大麻暦頒布終了奉告祭が角河庁長他役員支部長参列のもと斎行された。

祭典奉仕者

- 齋主 春日 親典(飯石)
- 祭員 廣野 雄喜(飯石)
- 祭員 三戸 太貴(飯石)
- 奏楽 景山 敏宏(飯石)
- 典儀 春日 美知(飯石)
- 牛尾 充(祭祀委員長)



### 令和5年度 神宮大麻及曆頒布実績表

項目 支部	大 麻				大麻 頒布率	過去3年の推移			前年比	曆	
	大 麻 (ふるさと便)	中大麻	大大麻	合計		令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度		曆	大曆
松江	8,685 (41)	101	63	8,849	13.5%	8,876	8,897	8,825	24	1	2
八束	8,972 (32)	580	334	9,886	50.6%	10,296	10,100	9,846	40	5	4
能義	2,077 (71)	274	38	2,389	66.7%	2,627	2,481	2,433	△ 44	25	1
安来	3,901 (160)	78	16	3,995	43.5%	4,144	4,067	4,041	△ 46	11	1
仁多	3,156 (204)	35	21	3,212	74.2%	3,584	3,551	3,347	△ 135	0	0
大原	7,898 (178)	71	29	7,998	99.5%	8,797	8,157	7,848	150	304	0
飯石	5,082 (456)	3	4	5,089	76.1%	5,269	5,170	5,130	△ 41	101	1
出雲大社	845 (5)	0	30	875	128.9%	800	779	813	62	0	0
簸川	8,215 (51)	12	96	8,323	47.8%	8,456	8,364	8,458	△ 135	28	1
出雲	14,104 (618)	160	64	14,328	31.6%	15,083	14,906	14,853	△ 525	93	0
大田	5,661 (35)	30	8	5,699	43.0%	6,118	5,972	5,819	△ 120	0	0
邑智	5,251 (0)	30	6	5,287	66.4%	5,754	5,630	5,425	△ 138	17	0
那賀	3,083 (0)	336	15	3,434	63.7%	3,607	3,587	3,580	△ 146	19	4
江津	3,471 (200)	29	0	3,500	43.1%	3,774	3,488	3,339	161	0	0
浜田	5,359 (30)	139	6	5,504	30.8%	5,842	5,763	5,517	△ 13	52	0
益田	7,774 (22)	769	177	8,720	46.5%	9,311	9,128	8,953	△ 233	5	1
鹿足	2,876 (32)	413	79	3,368	57.2%	3,408	3,322	3,344	24	8	1
島前	1,230 (0)	3	1	1,234	44.3%	1,391	1,375	1,335	△ 101	0	2
島後	3,411 (62)	9	3	3,423	58.3%	3,536	3,455	3,433	△ 10	4	1
その他	1 (0)	0	0	1		0	1	1	0	0	0
計	101,052 (2197)	3,072	990	105,114	39.5%	110,673	108,193	106,340	△ 1,226	673	19



二月十八日(日)、島根県が制定した「竹島の日」に先立ち、島根県神道青年協議会(会長 巨勢佳史)主催、神道政治連盟 島根県本部 青年隊(隊長 巨勢佳史)共催により「竹島領土平安祈願祭」が神社庁神殿において執り行われた。今回は昨年五月に新型コロナウイルス感染症の感染予防が第五

島根県神道青年協議会(会長 巨勢佳史)主催による竹島領土平安祈願祭が二月十八日神社庁神殿で斎行された。

島根県神道青年協議会  
副会長 諏訪邊 裕之



類に引き下げられてから初めての祭典となり、角河島根県神社庁長をはじめ、神社庁役員、各支部長、島根県神社総代会、神道政治連盟島根県本部、日本会議島根、島根県氏子青年協議会、島根県女子神職会、神道青年全国協議会の各会長など、多くの参列者のもと、厳粛な祭典となった。

さて、先輩方から受け継ぎ、例年行っている本祭儀は今年で早くも十七回目となる。



また当会の竹島関連の事業としては竹島問題啓発のポスターとティッシュの配布、講演会の実施など、竹島が日本固有の領土であるという意識を多くの人々に持つてもらうための活動を県内を中心に行ってきた。しかしながらこの間に竹島問題が国家間で少しでも進展しただろうか。勿論、我々の活動がこの問題の速やかな解決に結びつくとは考えてはいない。ただ、この硬直した

状況が十七年間も続いていると思うと、やりきれない思いである。

「韓国政府が国際司法裁判所に出て来ないのなら、それに出ざるを得ない状況をこちら側が作る事が重要」。これは島根県竹島問題研究特別顧問、下條正男先生の竹島の日の式典での言葉である。平成十七年、政府が反対をする中、島根県が制定した「竹島の日」はまさにそれだろう。政府の重い腰を上げる為に、我々当会にもできること、若手神職だからできることがあるのではないのか。我々の本分である協議を重ね、先輩諸氏、ひいては県民の竹島領土問題解決への思いや願いを忘れることなく活動を続けていきたい。

祭典奉仕者

- 齋主 諏訪邊裕之 (出雲支部)
- 祭員 中田 武親 (松江支部)
- // 福谷 一眞 (簸川支部)
- 奏楽 諏訪邊文則 (八束支部)
- // 三戸 太貴 (飯石支部)
- 典儀 藤浪 永吉 (出雲大社支部)



## 参宮旅行記

令和六年伊勢神宮  
参拝旅行を終えて

八東支部 阿太加夜神社

権祐宜 佐 草 利 彦

コロナ禍もあり、前回節目の第五十回で最後だとも言われましたが、今年の三月に第五十一回の新春伊勢神宮参拝旅行が行われました。

参宮旅行は私にとってお仕事です。平成二十二年から参加して、一度だけ体調不良で参加をとり止めたことを除き全ての旅行に関わってきました。今回が十一回目の参



大神神社の二の鳥居横での集合写真

加です。最初はお客さんとして参加していましたが、今では支部の引率責任者になりました。毎年十月から募集の開始をして旅行が始まる三月までの半年間は、チラシの頒布と旅行参加のお願いなどを行いながら常に参加者数に気を配りつつ過ごしています。旅行中には参加者の皆様に楽しい時間をお過ごしいただけるよう、出来る範囲で心配りをしています。

さて今回、八東支部は第一班で三月三日(五日の三日間、三十八名参加での旅行となりました。初日の夕方、伊勢神宮外宮に到着、こちらでは自由参拝なのでそれぞれに外宮にお参りしたり、せんぐう館を見学したりされました。私は団体を離れて駐車場隣の豊川茜稲荷神社へ。境内は参拝者も少なく静かで落ち着きます。ゆっくりとお参りできました。

二日目の午前中に伊勢神宮内宮を参拝いたしました。大々神楽奉納の後、他団体の参拝もあり、トイレや休憩所は混雑していました。参拝前の支部ごとの整列や忘れ物などで時間がかかりましたが、お祓いをしていただき内宮正宮参拝を行いました。特別参拝のあとは荒祭宮を参拝してから、おほらい町・おかげ横丁でのショッピングを楽しむ、名阪関ドライブインで昼食と買う物、近江方面へ移動して近江八幡市にあるラコリーナやクラブハリエへ行きました。ウッディな店内には広い庭園があり、花の



大神神社の二の鳥居

咲く季節には庭園で散策したり、自然を満喫しながら過ごすことができます。パウムクーヘンやパン、軽食を提供するカフェもあり、持ち帰り用のパウムクーヘンの販売所は賑わっていました。

その後二日目の宿、ホテル琵琶湖グランドホテルへ到着。三日目の朝、バスに乗りながら参加者の方々の顔を見ると、かなり疲れが出ているように感じられました。この日は雨模様でしたが建部大社への正式参拝をいたしました。雨降りでは寒く早々に次へ移動、昼食・ショッピングを終え、大和国一之宮の大神神社にて自由参拝。ここで今回十年連続、三年連続参加表彰された方々と神社の鳥居前で記念撮影を行いました。受賞された皆様の中には表彰を目標にされている方もおられます。今回も沢山の受賞者がおられ、喜ばしい限りで

す。その後トイレ休憩を挟みながら出雲路へ。帰りの車中で御礼の挨拶をし、今回の旅行中に大きなトラブルもなく終える事ができたことに安堵しました。

参宮旅行中や終了後、参加者の方に『今回良かった、次も行きたい、今回が最後だわ、二泊ぐらいがいい』など次の旅行に向けお声をたくさんいただきました。今回の旅行も神宮を身近に感じ、本宗として威厳があり気高いところを体感できるのは大事だと思いますが、コロナ禍の影響で参宮旅行のような団体旅行の形態や旅行者の考え方に変化が見られます。参加者の募集もより難しくなり、以前は旅行に積極的にバス二台で活動していた支部がバス一台に減らす例もあり、独自の方法で旅行を実施している支部も出てきています。

次回の旅行が実施される場合、支部を通じて案内を行います。以前のように積極的な多数参加を募ることは考えていません。八東支部には十年を超える連続参加者の方が多くおられます。これらの方々は、熱心に参宮旅行を推進されていた前宮司の時代から参加しているベテランです。この方々だけでなく、新たに参加される方々も喜んで参加していただけるよう、あと少しお手伝いするつもりです。また将来、個人的にも楽しい参宮旅行を経験してみたいと思います。

## 令和6年教化委員会出雲部会 伊勢神宮参拝連続参加表彰者名簿

### 連続参加表彰者【一班】(29名)

No.	連続参加年数	氏名	支部名	No.	連続参加年数	氏名	支部名	No.	連続参加年数	氏名	支部名
1	20年	新田清文	大原支部	11	10年	岸本昌士	八東支部	21	3年	藤原修	仁多支部
2	10年	森吉正司		12	10年	金本勉	松江支部	22	3年	響芳秋	
3	10年	藤原勇		13	3年	経種あつ子	大原支部	23	3年	響徳恵	
4	10年	三原英男		14	3年	内田勝義		24	3年	内田俊雄	
5	10年	舟木清		15	3年	内田聡		25	3年	安部茂子	八東支部
6	10年	中尾一恵	出雲大社支部	16	3年	稲田努	26	3年	犬山正博		
7	10年	永島文男	八東支部	17	3年	高橋和義	仁多支部	27	3年	青木匡子	松江支部
8	10年	文堀あやめ		18	3年	加納堯一		28	3年	門脇正二	
9	10年	小村哲孝		19	3年	飛田忠		29	3年	門脇伴	
10	10年	石倉利行		20	3年	森山潔					

大原支部 = 9名    出雲大社支部 = 1名    八東支部 = 7名    松江支部 = 4名    仁多支部 = 8名

### 連続参加表彰者【二班】(17名)

No.	連続参加年数	氏名	支部名	No.	連続参加年数	氏名	支部名	No.	連続参加年数	氏名	支部名
1	10年	古居操	飯石支部	7	3年	黒田昭夫	簸川支部	13	3年	佐伯誠一	安来支部
2	3年	仲田八郎	能義支部	8	3年	狩野利男		14	3年	佐伯豊江	
3	3年	原本幸二		9	3年	狩野正子		15	3年	上山和充	
4	3年	門脇進		10	3年	矢田省吾	16	3年	上山玉喜		
5	3年	増岡実		11	3年	矢田朝子	安来支部	17	3年	菱本幹也	
6	3年	松井誠治	簸川支部	12	3年	奈良充晴					

飯石支部 = 1名    能義支部 = 4名    簸川支部 = 4名    安来支部 = 8名

初任神職研修



令和五年度初任神職研修を神社庁を会場に二月十七日、十八日、四月二十日、二十一日の四日間で開催し、研修生十一名が研修を修了した。

研修生名簿

Table with 3 columns: 氏名 (Name), 支部 (Branch), and 備考 (Remarks). Lists 11 trainees and their respective branches.

謝辞

令和五年度初任神職研修修了生を代表して一言お礼を申し上げます。

この度私たち研修生は、二月十七日・十八日、四月二十日・二十一日の四日間本研修に参加致しました。

初日は晩冬のころではありましたが、晴天の凜とした空気の中、清々しい思いで開講式に臨みました。

この度の初任神職研修に参加した者は、石見地区六名、隠岐地区二名、出雲地区四名、二十代から六十代まで、十一名の参加者でした。

最初はいまよくコミュニケーションがとれるのだろうか少し心配もありましたが、すぐに息のあった行動がとれるようになり、不安などすぐに吹き飛んでしまいました。

東西に長い島根県の各地から参加し、年齢も違う者が、同じ志で同じ時間を共有し研修

に取り組んだ経験はとても貴重なものになりました。

研修科目においては、神社本庁憲章、神社本庁史など八科目を学びましたが、先生方の熱心な講義に、おぼろげであった知識は鮮明になっていき、学ぶことの楽しさと大切さを再認識致しました。

これからも我々研修生は、各奉務神社において神職としての道を歩んでまいります。この研修で気づいた課題と向き合い研鑽を怠らず、一歩一歩神職として成長してまいります。

最後になりましたが、熱心にご指導下さいました講師の先生方、並びに研修の運営にご尽力下さいました島根県神社庁の皆様へ感謝を申し上げます。

令和六年四月二十一日

修了生代表 古瀬 慎

# 令和六年 神職養成階位検定講習会開催要項

【主 催】 島根県神社庁

【開講階位・期間】

権正階・直階ともに

(甲) 課程令和六年八月七日(水)

八月十九日(月)

(乙) 課程令和六年八月二十二日(木)

九月三日(火)

【開催場所】『島根県神社庁』

島根県出雲市大社町杵築東二八六番地

【出願条件】

権正階：直階を有し年齢満十八歳以上の者

直 階：高等学校以上の学校卒業者又はこれに準ずる学力を有する者で、主催者において適当と認めたる者

※権正階・直階共に三〇分程度の正座がで

きる者

※分割受講について

当庁では権正階・直階共に甲・乙課程を分割受講することが可能です。但し、全課程(甲・乙)を権正階は三年、直階は二年以内に受講出来る者に限ります。

【募集人数】

権正階二十名・直階二十名

※受講希望者が定員を超えた場合、入所選考を行いますので予めご了承下さい。

※分割受講中の者及び県内在住者(または県内奉職予定者)を優先的に選考いたします。

【受講料】

権正階(甲・乙課程) 各 八〇,〇〇〇円

直 階(甲・乙課程) 各 七五,〇〇〇円

※全課程受講した場合

※県内の受講生については、甲・乙各一〇,〇〇〇円の助成をする。

※別途、教科書代等。

※諸事情により、本年は合宿は行いません。

【出願手続】

1. 提出書類

① 受講申請書

※必ず顔写真貼付、推薦欄には奉職予定神社宮司の推薦を記載して下さい。

② 履歴書(市販履歴書可)

③ 書籍申込書

④ 受講資格証明書類

・ 権正階：直階階位証写真

・ 直 階：高等学校以上の最終学歴卒業証明書写真(又は卒業証書写真)

⑤ 返信用封筒

※角形3号封筒(B5版)に自分の住所・氏名を表記し、二五〇円切手を貼付して下さい。

⑥ 推薦書(当該都道府県神社庁長及び支部長用)

※支部長が『推薦の事由』に記載した上で署名、押印願います。

【申込期限】

六月十七日までに支部経由(他県は神社庁経由)にて島根県神社庁必着。

※期限を過ぎた申し込みは、受講許可通知の発送期日等に影響し、全ての受講生に迷惑が及びますので締切厳守願います。

【宿 泊】

神社庁には宿泊施設が無いため通講制での講習となりますので、各自手配願います。

※ご希望の方には出雲市内のホテルを紹介致しますので、早めに神社庁までご連絡ください。

【その他】

・ 申込書類は、不備があれば再提出を求められる場合があります。

・ 長期講習につき、体力に自信の無い方はその点充分にご検討の上でお申し込み下さい。

※分割受講に関する事、願書請求、その他不明な点がございましたら島根県神社庁までお問い合わせ下さい。

島根県神社庁

tel 〇八五三三三三三二二一九九  
fax 〇八五三三三三三二二五八二

### 神職身分昇級

#### 二級上

令和六年三月十日付 発令

加茂神社 宮司 内田 貞文(大原)  
立虫神社 宮司 錦田 剛志(簸川)

#### 二級

令和六年三月十日付 発令

由來八幡宮 宮司 春日 親典(飯石)

### 功績表彰

令和六年二月三日付

#### 第三条二号

国主神社 宮司 齋木 正保(能義)  
伊賀多氣神社 宮司 恩田 友生(仁多)

#### 第三条三号

大山神社 責任役員 山代 裕始(出雲)

### 神社フォト ギャラリー

神社の社殿、神事・神賑行事、神社を含む四季折々の風景など、様々なお写真を募集します。

#### 真先 写し

〒六九九・〇七〇一 出雲市大社町杵築東二八六  
島根県神社庁 録事 高見幸子 あて  
Eメール takami@shimane-jincho.or.jp

※神社名、神事・行事名や所在地、提供者のお名前を記載の上お送り下さい。

次号までの締め切り

九月末日

### 遷座祭・式年祭紹介

おいじんじゃ  
令和五年 十一月十一日 笈神社 (正遷座祭)

出雲市乙立町 宮司 花田 史朗



### 神職任免

(令和6年1月15日～4月15日)

任免	発令月日	奉職神社名	鎮座地	兼務	職名	氏名
任	6・1・15	加多神社	雲南市大東町	本	権祿宜	宮澤 雄介
任	6・2・1	比和神社	雲南市加茂町	本	宮司	山本ソレン
免	6・2・1	八幡宮	邑智郡川本町	兼	宮司	三浦 重紀
任	6・2・2	八幡宮	邑智郡川本町	本	宮司	植田 晃次
免	6・2・29	奇鹿神社	鹿足郡吉賀町	兼	宮司	三浦 一美
任	6・3・1	奇鹿神社	松江市西長江町	本	権祿宜	永海 宏晃
任	6・3・1	奇鹿神社	鹿足郡吉賀町	兼	宮司	小谷川 圭
免	6・2・29	明劔神社	飯石郡飯南町	本	宮司	勝部 正善





## 神社の祭礼等からの 暴力団排除の 必要性について

### 一、暴力団の情勢について

暴力団は、暴力を背景にして資金獲得活動を行う集団です。

昨今では、取締りや規制を回避する目的での組員の偽装離脱や、企業活動を装った資金獲得活動など、暴力団の不透明化が顕著になっています。

島根県内には、令和五年末時点で、「三団体、約六十人」の暴力団勢力が把握されており、社会のあらゆる分野に巧みに介入しながら暗躍している状況が窺えます。近年、暴力団による資金獲得活動は非常に多様化しており、資金源として標的とされる対象に例外は無いと言えます。

### 二、暴力団排除(暴排)の取り組みの必要性について

現在、全国的に広範な分野で暴排活動が展開されていること等が奏功して、暴力団の資金面に大きな打撃を与えていることは間違いありません。

その反面、「他と比較して暴排の備えの不十分な事業者等が、暴力団による標的とされやすい」という傾向が認められます。

また、平成二十三年四月に施行された「島根県暴力団排除条例(暴排条例)」では、事業者の責務として「暴力団との一切の関係遮断への努力」及び「県が実施する暴排施策への協力」が示されており、暴排に対する積極的な取り組みが期待されています。

神社の祭礼等においても、自らを暴力団等反社会的勢力の脅威から守り、さら



に社会的責任を果たすという目的から、暴排の取り組みは非常に意義のあるものです。

### 三、島根県内における暴排の取り組みの現状について

暴排条例が施行されて以降、県内の様々な業界や団体において暴排のための取り組みが行われています。

具体的な取り組みとしては、

- ・ 契約書等への「暴力団排除条項(暴排条項)」の導入
- ・ 契約相手からの「反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」の徴収

などが挙げられ、これらの取り組み自体が、事業者のコンプライアンス(法令遵守)重視の姿勢を示すものとして評価されています。

祭礼からの暴排については、自治体や民間団体等が主催する複数の祭礼において既に実施されており、暴排条例

第二十条の規定に基づいて、露店の出店者等からの暴排が積極的に推進されています。

これらの継続的な取り組みにより、県内の祭礼に露店を出店する事業者（露天商等）の側でも、暴排を目的とした「表明・確約書の提出」等の制度が浸透しております。

#### 四、神社の祭礼等からの暴力団排除について

神社の祭礼等の機会に併せて出店される露店から暴力団等の影響を排除するため、全国では既に取り組みが進んでいます。

大規模な祭礼の場合には、神社が中心となって、警察、商店街、自治会等で構成する協議会を設置して、関係機関が一体となって暴排に取り組んでいます。露店出店者等からの暴排の目的は、「参拝者の安全確保」と「暴力団の資金剥奪」です。

当県でも、現在、多くの神社における祭礼等で露店が出店されていますが、露店出店者等からの暴排については各神社に浸透していないのが現状です。



暴力団という特殊な相手に対し、祭礼等からの暴力団排除を円滑に推進していくためには、暴排条項を明記した「規則」を定めることを推奨しています。各神社の祭礼等に合わせた規則を定めることができるよう、この度、露店出店規則に関するひな形を作成し、島根県神社庁のホームページに掲載いたしました。

排除の流れとしては、以下のとおりです。

### 〜排除の流れ〜

#### ①露店出店規則の作成

※ホームページ掲載のひな形

#### ②露店出店希望者から書面の受領

※ホームページ掲載の出店申込書、販売従事者名簿、表明・確約書

#### ③警察への情報提供依頼

※警察で出店者の中に排除対象者がいるかどうか確認します

#### ④警察署から回答受領

#### ⑤露店出店希望者への回答

※暴力団員等であれば出店拒否の回答をします。出店拒否の回答を行う際は、警察が立ち会うことも可能です。

各神社がひな形を作成するにあたって不明点等があれば、お気軽にお問い合わせください。

暴力団のいない明るい島根を目指して、県民総ぐるみで暴力団排除活動を推進していきましょう。



みこびーくん

# 开社☆ガール通信

## 落語家さんと巡ろう出雲の神社

今回は、賛助会員として社☆ガールに入会していただいている落語家の桂竹千代さんと一緒に島根の神社巡りをしてみよう！と企画しました。

万九千社(万九千神社)

(出雲市斐川町併川二五八)

ご祭神 榊御気奴命 大穴牟遲命

少彦名命 八百萬神

ご祭神の大穴牟遲命はスセリビメと結婚する際に、義父であるスサノオノミコトから様々な試練を与えられました。その一つに火難があり、ネズミに助けられたという話から、境内にはネズミの石像が多くあります。それぞれ寄贈していた方によって来するもの



なっていて可愛い♪参拝後、神社の御神殿に上げていただき、お話を伺うことができました。こちらの神社は本殿を持たず、磐境・神籬をお祀りしています。御神殿の神座と祝詞座に使われている木材は、出雲大社遷宮の際、御仮殿に使われていた木材ということです。社名の「まくせのやしろ」は昔の地名に由来し、斐伊川のほとりのこの辺りは「まくせ」と呼ばれています。「くせ」は川の流れの曲がり角を、「ま」はそれを強調する意味があります。万九千神社と隣り合う立虫神社は、元々七〇〇mほど南西の斐伊川の中州に鎮座されていたところ、江戸時代前期の斐伊川の大洪水による流路変更で、こちらに遷宮されたそうです。立虫神社の「虫」は昆虫などの虫ではなく蛇の意味があることなど、本当に興味深いお話が盛りだくさんでした。

富神社(出雲市斐川町富村五九六)  
御祭神 八束水臣津野命 天之冬衣命

出雲風土記には「出雲社」とされている神社だそうです。大国主命の父神である天之冬衣命がお祀りされていますが、出雲地方ではこの神社でお祀りされていないそうです。大国主命の系譜にみられる國忍富命・布忍富鳥鳴海命の二柱も合祀されています。由緒書きによれば七一五年に出雲国造三男がこの地に分家し、遠祖神を合祀されて「富大明神」となり、この辺りを富村と呼ぶようになったそうです。その後明治四年に社名を改正し「富神社」となりました。「富」という縁起の良い社名と、出雲の国を他の国から引き寄せて大きくしたという、主祭神の八束水臣津命に



富神社 鳥居

あやかかった「富待石」という来待石のお守りもありました。広い境内はきれいに手入れされていて、とても気持ちがいい神社でした。

神社巡りを終え、「出雲大社の由来」という演目も断される桂竹千代さんの落語会へ。古事記も落語にアレンジされると、また違って面白かったですし、古事記や神話をよく知らない方にはとても分かりやすく興味を持ってもらえそうだと感じました。



落語会 集合写真

### 飯石支部だより

兎比神社 宮司 景山 敏 宏

一月一日能登半島地震で亡くなられた方のご冥福をお祈り申しあげるとともに、被災された方々に衷心よりお見舞い申し上げます。

災害は何時どこでも我々の身に起こりうるのだと、肝に銘じておくことが大事なことだと改めて感じているところです。

さて飯石支部は、「口部」、「中部」、「奥部」の三部に区分され、「口部」は旧三刀屋町と旧木次町下熊谷。「中部」は旧掛合町、旧吉田村と出雲市須佐、大呂。「奥部」は飯南町の三部で活動しています。

その中で神楽の区域は、「口部」と「中部」の半分は旧松江藩で大原神職神楽系です。又「中部」の半分と「奥部」は旧広瀬藩の飛び地で奥飯石神職神楽系です。現在神職の加動区域もこれが元になっています。

ここでは奥飯石神楽を紹介します。

この神楽は「奥部」地方の各神社の社家に代々伝わるもので、各神社の古文書から考察すると、佐陀神能が起源とされ慶長年間には神楽が祭典として行われて



三 番 叟

いたもので、四百年以上前から現在まで傳承されています。

神楽は元々神職が神事として奏上

していましたが、明治初年に神職演舞禁止の令が発せられました。しかし奥飯石神楽は神事ということで続けて来ましたが、しかし徐々に神職だけでは難しくなり氏子の内からも参加する者が出て来て現在に至っています。

神楽の楽曲数は二十曲以上あり独特なものがあります。祭典にも同じものを何曲か使います。このことから神楽は神事の一部であることが分かります。

八岐大蛇が登場する演目は奥飯石神楽では八頭（やとう）と言います。その特徴は、長く突き出た蛇頭に、獅子舞の胴衣より長い四メートル位の幕の中に三人が入り舞う独特な形態をしています。

現在この地方に神楽団は五社中あり、奏楽・演目・所作も全て同じで、時には

的に、毎年会場を団持ち回りで競演会を開催しています。  
 今の世の中、簡単に集まって練習することも儘なりません、これまで数百年継承されてきたものを絶やすことなく、



幣の舞



八頭(大蛇退治の舞)

各神社の例祭に神楽団どうし合同で奏上することもあります。  
 時がたち各団の舞の所作が少しずつ違ってくるようになり、五団体で協議をして十年前から特に神楽で重要な「七座」を中心に舞の統一を目

後継者の育成を図りながら、これからも活動をしていきます。  
 終わりに、神楽を通して、氏神様への畏敬、地域の人々の繋がり、そして地域の活性化の一助になればと思うところです。

### 義捐金に関するご報告とお礼

本年一月に発生した能登半島地震によって亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

神社庁ではこの震災において被害を受けられた方々を支援するため、義捐金の募金活動を行ってまいりました。

多くの皆さまからお預かりした義捐金は総額五、四〇六、〇〇〇円となり、神社本庁を通じて被災地域に寄附させていただきましたことをご報告いたします。

皆さまの温かいご支援に感謝申し上げますとともに、被災地域の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

島根県神社庁長 角 河 和 幸

### 編集後記

今年二月、福島県浪江町では津波の被害に遭った神社が立派に再建され、祭りが執り行われたとの報道があった。神社が建つ場所は今も災害危険区域に指定され、居住することはできない。それでも氏子たちは元の境内地に社殿を再建し、避難先で稽古を続けていた伝統の踊りを奉納したそうだ。「地域社会の紐帯としての神社」が感じられる話だ。この神社の力は、人々の神社への思いの表現とも言えるだろう。

さて、能登半島地震で大きな災害を受けた珠洲市と松江市が姉妹都市関係にあるのは、国引き神話を契機とする。この縁により珠洲市を心の中で近くに感じ、その被災に心を痛められた方も多いのではないかと。皆様からの義援金が神社をはじめ被災地の復興につながり、石川と島根の紐帯となるよう願っている。  
 (鳥)

島根県神社庁報(第三六一号)  
 発行日 令和六年五月二十五日  
 発行者 島根県神社庁  
 編集 広報委員会  
 委員長 陶山 浩正 委員 鳥屋尾 浩  
 副委員長 宮能 壮充 委員 江角 恵  
 委員 石崎 彰矩